

平成27年の審査の実施状況

平成27年の不当労働行為事件は、新規申立てが1件のみで、関与和解により終了しました。

また、終了した事件1件の処理日数は、176日（約6か月）であり、当委員会で定めている審査期間の目標（1年6月）を達成しました。

ア 取扱事件数

前年からの 繰越件数	新規申立件数	取扱件数合計	処理件数	次年への 繰越件数
0	1	1	1	0

イ 審査の期間の日数等

事件番号	申立年月日	審査の期間 の日数	調査 回数	審問 回数	証人 数	終了区分
	----- 終了年月日					
平成27年 (不)第1号	27. 6. 18 ----- 27. 12. 10	176日	3	0	0	関与和解
計1件		(平均処理日数) 176日	3	0	0	

ウ 終了区分毎の平均処理日数

	取下・和解				命令・決定					合 計 ----- 総平均
	取下	関与 和解	無関 与和 解	小計 / 平均	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計 / 平均	
処理件数	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
平均処理日数		176		176						176